

特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案要綱

第一 有効期限の延長

特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の有効期限を五年延長し、平成三十四年三月三十一日までとすること。

(附則第二項関係)

第二 施行期日等

- 一 この法律は、公布の日から施行すること。
- 二 その他所要の規定の整備を行うこと。